

1 日時・場所

平成25年8月5日(月) 10:00~11:45

県庁10階 特1会議室

2 出席者

(1) 委員

柳瀬会長、大枝委員、本間委員、久保委員、高田委員、川添委員、渡邊委員

(2) 事務局

商工部中小企業振興課

3 審議事項

- (1) 「ホームプラザナフコ川崎店」の変更届出
- (2) 「(仮称) ドラッグコスモス宇美店」の新設届出
- (3) 「ドラッグストアモリ大刀洗店」の新設届出
- (4) 「(仮称) スーパーセンタートライアル上津店」の新設届出
- (5) 「(仮称) ダイレックス新宗像店」の新設届出
- (6) 「(仮称) テックランドうきは店」の新設届出
- (7) 「(仮称) ダイレックス飯塚店」の新設届出

4 議事要旨

- (1) 「ホームプラザナフコ川崎店」の変更届出について、事務局から届出及び前回審議の概要、質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。  
施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。
- (2) 「(仮称) ドラッグコスモス宇美店」の新設届出について、事務局から届出及び前回審議の概要、質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。  
施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。
- (3) 「ドラッグストアモリ大刀洗店」の新設届出について、事務局から届出及び前回審議の概要、質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。  
施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。
- (4) 「(仮称) スーパーセンタートライアル上津店」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。  
委員から出入口付近の安全対策、駐車場内での自動車の案内経路、騒音対策について質問があり、事務局が設置者に確認することとなった。  
次回審議会において引き続き審議を行うこととした。
- (5) 「(仮称) ダイレックス新宗像店」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。  
次回審議会において引き続き審議を行うこととした。

- (6) 「(仮称) テックランドうきは店」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。  
次回審議会において引き続き審議を行うこととした。
- (7) 「(仮称) ダイレックス飯塚店」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。  
委員から隣接地の使用目的について質問があり、事務局が設置者に確認することとなった。  
次回審議会において引き続き審議を行うこととした。